

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年11月11日
【四半期会計期間】	第149期第2四半期（自平成23年7月1日至平成23年9月30日）
【会社名】	住友大阪セメント株式会社
【英訳名】	Sumitomo Osaka Cement Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 関根 福一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区六番町6番地28
【電話番号】	(03)5211-4500（代表）
【事務連絡者氏名】	管理部経理グループリーダー 起塚 岳哉
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区六番町6番地28
【電話番号】	(03)5211-4500（代表）
【事務連絡者氏名】	管理部経理グループリーダー 起塚 岳哉
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第148期 第2四半期連結 累計期間	第149期 第2四半期連結 累計期間	第148期
会計期間	自平成22年 4月1日 至平成22年 9月30日	自平成23年 4月1日 至平成23年 9月30日	自平成22年 4月1日 至平成23年 3月31日
売上高(百万円)	95,060	101,239	201,220
経常利益(百万円)	1,433	1,675	5,949
四半期(当期)純利益又は四半期純損失()(百万円)	654	399	1,339
四半期包括利益又は包括利益(百万円)	874	3,524	5,843
純資産額(百万円)	124,191	123,946	129,113
総資産額(百万円)	307,223	303,649	311,696
1株当たり四半期(当期)純利益金額又は四半期純損失金額()(円)	1.57	0.96	3.22
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額(円)	-	-	-
自己資本比率(%)	40.0	40.4	41.0
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	9,365	11,566	21,548
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	7,524	7,424	15,048
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	5,241	2,389	10,991
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	27,376	28,014	26,277

回次	第148期 第2四半期連結 会計期間	第149期 第2四半期連結 会計期間
会計期間	自平成22年 7月1日 至平成22年 9月30日	自平成23年 7月1日 至平成23年 9月30日
1株当たり四半期純利益金額又は四半期純損失金額()(円)	1.14	0.02

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していない。

2 売上高には、消費税等は含まない。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。

4 第148期第2四半期連結累計期間の四半期包括利益の算定にあたり、「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 平成22年6月30日)を適用し、遡及処理をしている。

2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はない。また、主要な関係会社における異動もない。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはない。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はない。

2【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はない。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、3月に発生した東日本大震災の影響により生産や輸出が大幅に落ち込み、その後、サプライチェーンの立て直し等に伴い持ち直しの動きが見られたものの、依然として厳しい状況が続いた。

セメント業界においては、当該震災および公共事業関係予算の削減により官公需が減少したものの、首都圏および中部圏における民間住宅投資の増加等により民需が増加したことから、セメント国内需要は、前年同期を1.7%上回る20,157千tとなった。一方、輸出は、前年同期を1.6%下回った。この結果、輸出分を含めた国内メーカーの総販売数量は、前年同期を0.8%上回る24,975千tとなった。

このような情勢の中で、当社グループは、セメント事業においては、当該震災により被災した設備の早期復旧や販売価格の適正化に努めた。また、持続的発展を目指し、グループを挙げてコスト削減や事業拡大等への取り組みに注力した。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間の売上高は、101,239百万円と前期同期に比べ6,178百万円の増収、経常利益は、1,675百万円と前年同期に比べ242百万円の増益となった。また、四半期純利益については、399百万円と前年同期に比べ1,054百万円の増益となった。

セグメントの業績は、次の通りである。

1 セメント

販売数量が前年同期を上回ったことなどから、売上高は、79,726百万円と前年同期に比べ4,627百万円（6.2%）の増収となり、営業利益は、1,110百万円と前年同期に比べ、3百万円（0.3%）の増益となった。

2 鉱産品

石灰製品の販売数量が減少したものの、海外の鉄鋼向け石灰石および骨材の販売数量が増加したことなどから、売上高は、5,468百万円と前年同期に比べ47百万円（0.9%）の増収となり、営業利益は、採掘コストの改善等により、216百万円と前年同期に比べ79百万円（58.3%）の増益となった。

3 建材

民間の地盤改良工事が増加したものの、公共事業減少に伴い土木構造物の工事等の競争が激化したことなどから、売上高は、6,329百万円とほぼ前年同期並となり、損益は、110百万円の営業損失と前年同期に比べ63百万円の悪化となった。

4 光電子

光計測器の販売数量が増加したものの、光通信用部品の販売数量が減少したことに加え、円高の影響等により、売上高は、1,669百万円と前年同期に比べ171百万円（9.3%）の減収となったが、営業利益は、光通信用部品の生産コスト削減等により、120百万円とほぼ前年同期並となった。

5 新材料

PDP（プラズマディスプレイパネル）用フィルター、化粧品材料および反射板用塗料の販売数量の増加等により、売上高は、5,145百万円と前年同期に比べ1,342百万円（35.3%）の増収となり、営業利益は、333百万円と前年同期に比べ105百万円（46.2%）の増益となった。

6 その他

産業機械設備工事が増加したことなどから、売上高は、2,900百万円と前年同期に比べ361百万円（14.2%）の増収となったが、営業利益は、ソフトウェアの販売減少等により、265百万円と前年同期に比べ、111百万円の減益（29.6%）となった。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、長期借入れによる収入等により、前連結会計年度末に比べ1,736百万円の増加となった。その結果、当第2四半期連結会計期間末の資金残高は28,014百万円となった。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間において営業活動による資金の増加は、11,566百万円となった。これは、減価償却費をはじめとする内部留保等によるものである。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間において投資活動による資金の減少は、7,424百万円となった。これは、固定資産の取得による支出7,128百万円があったこと等によるものである。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当第2四半期連結累計期間において財務活動による資金の減少は、2,389百万円となった。これは、長期借入金の返済による支出5,492百万円があったこと等によるものである。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更および新たに生じた課題はない。

なお、当社は、平成20年6月27日開催の当社第145回定時株主総会の承認により、当社株式の大規模買付行為への対応策（以下「旧プラン」という。）を導入したが、その有効期間は平成23年6月開催予定の当社第148回定時株主総会の終結時までとしていた。

当社では、旧プランの更新の是非を含め、その在り方について検討してきたが、平成23年5月13日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき、旧プランの内容を一部改定した上で更新すること（以下「本更新」といい、改定後のプランを以下「本プラン」という。）を決定し、平成23年6月29日開催の第148回定時株主総会において、株主の過半数の賛成により承認された。

その概要については、以下の通りである。

1. 基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えている。

もっとも、当社は、株式を上場して市場での自由な取引に委ねているため、会社を支配する者の在り方は、最終的には株主全体の意思に基づき決定されるべきであり、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主全体の意思に基づき行われるべきものとする。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主が買付けの条件等について検討したり、当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、株主共同の利益を毀損するものもありえる。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断する。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組み

「私たちは、地球環境に配慮し、たゆまない技術開発と多様な事業活動を通じて、豊かな社会の維持・発展に貢献する企業グループを目指します。」という企業理念のもと、当社は、「セメント事業」及び関連する「鉱産品事業」・「建材事業」を通じて、社会資本整備や重厚産業に不可欠な基礎資材を提供している。また、独自技術の開発や外部技術の導入によって、「光電子事業」・「新材料事業」等を展開し、先端技術分野向けの部材や各種材料の供給を行っている。これら5つの事業を効率的に運営することにより、経営の安定化と着実な成長を実現し、社会への貢献と株主の期待に応えてきた。

これら5つの事業に加え、現在、当社が事業拡大のため、もっとも注力している新たな事業の一つが「二次電池材料事業」である。「光電子事業」・「新材料事業」・「二次電池材料事業」の手がける分野は、市場ニーズの変化や、競争が激しいものの、今後とも市場の拡大が期待できる分野である。今後は、当社独自の技術力に加え、他社・各種研究機関との提携、共同研究を通じて、より早く、より低コストで、より付加価値の高い製品を開発・供給することで、事業の拡大に努めていく。

今後も、当社が長年培ってきた有形・無形の経営資源を活用し、企業価値を高めていく。

また、当社は、「監査役設置会社」の形態を採用し、業務に精通した取締役と経営に対する監督機能の強化を図るために選任された独立役員である社外取締役からなる取締役会における審議等を通じて的確な判断を行い、業務の効率化に努めるとともに、監査役の監査機能の充実を図っている。さらに、経営における意思決定・監督機能と執行機能の分離による各々の機能の強化や意思決定の迅速化と権限・責任の明確化により経営の効率化を図るため、「執行役員制度」を導入している。

3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

本プラン導入の目的

本プランは、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして引き続き導入したものである。

当社は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われる場合に、株主が適切な判断をするために必要な情報や時間を確保し、大規模な買付けを行う者との交渉が一定の合理的なルールに従って行われることが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることにつながると考えている。そのため当社は、本プランにおいて大規模な買付行為を行う際の情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」という。）を設定し、基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付行為がなされた場合の対応方針を含めた買収防衛策として、本更新を実施した。

本プランの対象となる当社株式の買付け

本プランの対象となる当社株式の買付けとは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問わない。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者等」という。）とする。

特別委員会の設置

当社取締役会は、大規模買付ルールに則った手続きの進行ならびに当社の株主の利益及び当社の企業価値を守るために適切と考える方策を取る場合におけるその判断の合理性及び公正性を担保するため、旧プランと同様に特別委員会規程に基づき、当社取締役会から独立した機関として特別委員会を設置する。

特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社社外取締役、当社社外監査役及び社外有識者の中から選任する。

特別委員会は、大規模買付者等に対し、大規模買付情報の内容が必要情報として不十分であると判断した場合には、必要情報を追加的に提出するよう当社取締役会を通して求めることができる。また、特別委員会は、当社取締役会から対抗措置の発動の是非について諮問を受けた日から原則として30日間が経過する日までに、大規模買付行為を評価・検討し、特別委員会としての意見を当社取締役会に対して勧告する。

特別委員会の判断が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、特別委員会は、当社の費用で、必要に応じて当社経営陣から独立した外部専門家の助言を得ることができる。

大規模買付ルールの概要

当社が設定する大規模買付ルールの概要は、以下の通りである。

1) 大規模買付者等による意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者等が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約及び大規模買付者等の名称等を日本語で記載した意向表明書を提出する。

2) 大規模買付者等による必要情報の提供

当社は、上記1)の意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者等から当社取締役会に対して、株主の判断及び取締役会としての意見形成のために提供を求める必要かつ十分な情報（以下「大規模買付情報」という。）のリストを当該大規模買付者等に交付し、大規模買付者等は、本大規模買付情報のリストに従い、本大規模買付情報を当社取締役会に日本語で記載された書面にて提出する。

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、大規模買付情報のリストの発送後60日間（初日不算入）を、当社取締役会が大規模買付者等に対して大規模買付情報の提供を要請し、大規模買付者等が大規模買付情報の提供を行う期間（以下「情報提供要請期間」という。）として設定し、情報提供要請期間が満了した場合には、大規模買付情報が十分に揃わない場合であっても、その時点で当社取締役会は大規模買付情報の提供に係る大規模買付者等とのやり取りを終了し、ただちに取締役会評価期間を開始するものとする。他方、当社取締役会は、大規模買付者等から提供された情報が大規模買付情報として十分であり、大規模買付情報の提供が完了したと客観的・合理的に判断する場合には、情報提供要請期間満了前であっても、ただちに情報提供要請期間を終了し、取締役会評価期間を開始する。

3) 取締役会による評価期間等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者等が当社取締役会に対し大規模買付情報の提供を完了した後、60日間又は90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」という。）として設定する。

大規模買付行為が為された場合の対応方針

1) 大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守した場合

当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとらない。

但し、大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が、結果として会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、取締役の善管注意義務に基づき、例外的に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲内で、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律が認める対抗措置をとることがある。

2) 大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守しなかった場合で、かつ当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するために必要であるときには、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律が認める対抗措置をとり、大規模買付行為に対抗する。なお、当社取締役会が具体的な対抗措置として新株予約権無償割当てを行う場合、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件及び取得条項を設けることがある。また、大規模買付者等に対して金銭の交付を行わない。

3) 対抗措置の発動の手続き

本プランにおいては、上記1)に記載のとおり大規模買付者等が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとらない。一方、上記1)に記載のとおり例外的に対抗措置をとる場合、ならびに上記2)に記載のとおり対抗措置をとる場合には、その判断の合理性及び公正性を担保するために、まず当社取締役会は対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は大規模買付ルールが遵守されているか否か等を十分検討した上で対抗措置の発動の是非について勧告を行う。なお、特別委員会は、あらかじめ当該発動に関して株主の意思を確認するべき旨の留保を当該勧告に付すことができる。

当社取締役会は、対抗措置の発動の是非を判断するにあたり、特別委員会の勧告を最大限尊重する。

4) 株主意思確認総会の開催

当社取締役会は、対抗措置の発動勧告について、上記3)に従い、特別委員会が対抗措置の発動に関してあらかじめ株主の意思を確認するべき旨の留保を付した場合であって、当社取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上、善管注意義務に照らし株主の意思を確認することが適切と判断する場合には、実務上可能な限りすみやかに株主総会（かかる株主総会を以下「株主意思確認総会」という。）を開催し、対抗措置の発動に関する株主の意思を確認することができる。

株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会の決議に従う。

大規模買付者等は、当社取締役会が株主意思確認総会を招集することを決定した場合には、当社取締役会が株主意思確認総会の決議に基づく対抗措置の発動の是非の決議を行うまでは、大規模買付行為を開始できない。また、株主意思確認総会が招集されない場合には、取締役会評価期間の経過後にのみ大規模買付行為を開始できる。

5) 対抗措置発動の停止等について

上記3)において、当社取締役会が具体的対抗措置を講じることを決定した後、当該大規模買付者等が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合等、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、特別委員会の助言、意見又は勧告を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止又は変更等を行うことがある。

本プランの適用開始、有効期間及び廃止等

本プランは、平成23年6月29日に開催した当社第148回定時株主総会での承認により発効した。なお、有効期間については、第148回定時株主総会終結時から平成26年6月開催予定の第151回定時株主総会の終結時までである。

本プランは、株主総会により承認された後であっても、1)株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、2)株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止される。また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがある。

4. 本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて

当社取締役会は、次の理由から上記3.の取組みが基本方針に沿い、株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断している。

買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則をすべて充足している。また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他の買収防衛策に関する実務、議論を踏まえた内容となっており、合理性を有するものと考えている。更に、本プランは、株式会社東京証券取引所及び株式会社大阪証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものである。

株主意思を重視するものであること

本プランは、平成23年6月29日に開催した第148回定時株主総会での承認により発効しており、株主の意思が反映されている。

また、当社取締役会は、一定の場合に、本プランに定める対抗措置の発動の是非について、株主意思確認総会において株主の意思を確認することとしている。

更に、本プラン更新後、有効期間満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の意思が反映される。

当社取締役の任期が1年とされていること

当社は、取締役の任期を1年としており、経営陣の株主に対する責任をより明確なものとしている。また、本プランは、株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとしていることから、取締役選任議案に関する議決権の行使を通じて、本プランに対する株主の意思を反映させることも可能となっている。

特別委員会の判断の重視と情報開示

本プランにおける対抗措置の発動等の運用に際しての実質的な判断は、独立性の高い社外取締役及び社外有識者等で構成される特別委員会により行われることとされている。

また、その判断の概要については株主に情報開示をすることとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されている。

合理的な客観的要件の設定

本プランにおける対抗措置は、合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえる。

デッドハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株券等の大規模買付者等が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではない。

なお、当社は、期差任期制を採用していないため、本プランの導入によりスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）としての効果が生じることもない。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、1,978百万円である。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はない。

(5) 主要な設備

当第2四半期連結累計期間において、新たに確定した重要な設備の新設計画は次のとおりである。

新設

会社名 事業所名	所在地	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額		資金調達方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着工	完了
当社 名古屋支店	愛知県 名古屋市港区	セメント事業	名古屋港SS 増強工事	1,330	0	自己資金及び 借入金	平成23年10月	平成24年12月

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,470,130,000
計	1,470,130,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成23年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成23年11月11日)	上場金融商品取引所名又は登 録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	427,432,175	427,432,175	東京証券取引所 市場第1部 大阪証券取引所 市場第1部	単元株式数は1,000株である。
計	427,432,175	427,432,175	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項なし。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項なし。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成23年7月1日～ 平成23年9月30日	-	427,432,175	-	41,654	-	10,413

(6) 【大株主の状況】

平成23年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	47,074	11.01
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	29,565	6.92
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク銀行株式 会社)	388 GREENWICH STREET, NY , NY 10013 , USA (東京都品川区東品川2丁目3-14)	9,552	2.23
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1-2	9,163	2.14
住友生命保険相互会社	東京都中央区築地7丁目18-24	8,520	1.99
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW (常任代理人 株式会社みずほコーポ レート銀行 決済営業部)	5TH FLOOR , TRINITY TOWER 9 , THOMAS MORE STREET LONDON , E1W 1YT , UNITED KINGDOM (東京都中央区月島4丁目16-13)	7,750	1.81
住友商事株式会社	東京都中央区晴海1丁目8-11	7,185	1.68
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	5,446	1.27
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103 (常任代理人 香港上海銀行東京支 店)	P.O. BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	5,346	1.25
日本トラスティ・サービス信託銀行 株式会社(住友信託銀行再信託分・ 住友重機械工業株式会社退職給付信 託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	5,128	1.20
計	-	134,730	31.52

(注) 1. 当社は自己株式11,078千株を保有しているが、上記「大株主の状況」からは除いている。

2. 平成23年5月19日（報告義務発生日平成23年5月12日）に、Tradewinds Global Investors, LLCから、大量保有に関する変更報告書が関東財務局に提出されているが、当社として当第2四半期会計期間末時点で実質所有状況を確認することができないので、上記「大株主の状況」に含めていない。

大量保有者 Tradewinds Global Investors, LLC
住所 2049 Century Park East 20th Floor, Los Angeles,
California 90067 United States
保有株券等の数 株式 18,433千株
株券等保有割合 4.31%

3. 平成23年9月6日（報告義務発生日平成23年8月31日）に、中央三井アセット信託銀行株式会社から次の4社を共同保有者として、大量保有に関する変更報告書が関東財務局に提出されているが、当社として当第2四半期会計期間末時点で実質所有状況を確認することができないので、上記「大株主の状況」に含めていない。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
住友信託銀行株式会社	大阪府中央区北浜4丁目5-33	15,185	3.55
中央三井アセット信託銀行株式会社	東京都港区芝3丁目2-3-1	14,063	3.29
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂9丁目7-1	4,143	0.97
中央三井アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝3丁目2-3-1	1,261	0.30
計	-	34,652	8.11

4. 平成23年9月21日（報告義務発生日平成23年9月15日）に、野村證券株式会社から次の3社を共同保有者として、大量保有に関する報告書が関東財務局に提出されているが、当社として当第2四半期会計期間末時点で実質所有状況を確認することができないので、上記「大株主の状況」に含めていない。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋1丁目1-2-1	21,342	4.99
NOMURA INTERNATIONAL PLC	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom	1,143	0.27
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目9-1	846	0.20
計	-	23,331	5.46

5. 平成23年10月3日（報告義務発生日平成23年9月26日）に、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから次の3社を共同保有者として、大量保有に関する報告書が関東財務局に提出されているが、当社として当第2四半期会計期間末時点で実質所有状況を確認することができないので、上記「大株主の状況」に含めていない。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4-5	19,095	4.47
三菱UFJ投信株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4-5	2,316	0.54
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目5-2	1,151	0.27
計	-	22,562	5.28

(7)【議決権の状況】

【発行済株式】

平成23年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 11,078,000	-	単元株式数は1,000株である。
完全議決権株式(その他)	普通株式 411,550,000	411,550	単元株式数は1,000株である。
単元未満株式	普通株式 4,804,175	-	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	427,432,175	-	-
総株主の議決権	-	411,550	-

【自己株式等】

平成23年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
住友大阪セメント株式会社	東京都千代田区六番町6-28	11,078,000	-	11,078,000	2.59
計	-	11,078,000	-	11,078,000	2.59

2【役員の状況】

該当事項なし。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成している。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成23年7月1日から平成23年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けている。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	26,419	28,158
受取手形及び売掛金	42,381	40,690
有価証券	0	0
商品及び製品	8,243	7,773
仕掛品	1,571	2,374
原材料及び貯蔵品	10,962	10,164
繰延税金資産	1,767	1,713
短期貸付金	256	240
その他	1,697	1,926
貸倒引当金	275	259
流動資産合計	93,027	92,783
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	152,184	152,607
減価償却累計額	99,115	100,532
建物及び構築物(純額)	53,069	52,075
機械装置及び運搬具	372,610	375,120
減価償却累計額	318,595	324,192
機械装置及び運搬具(純額)	54,015	50,927
土地	39,409	39,290
建設仮勘定	5,039	7,215
その他	31,977	31,899
減価償却累計額	17,003	17,077
その他(純額)	14,974	14,821
有形固定資産合計	166,507	164,330
無形固定資産		
のれん	485	707
その他	3,184	3,887
無形固定資産合計	3,670	4,595
投資その他の資産		
投資有価証券	40,724	33,907
長期貸付金	1,541	1,370
繰延税金資産	979	978
その他	5,702	6,112
貸倒引当金	456	428
投資その他の資産合計	48,491	41,940
固定資産合計	218,669	210,866
資産合計	311,696	303,649

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	24,560	24,894
短期借入金	34,278	33,840
1年内返済予定の長期借入金	9,369	16,070
1年内償還予定の社債	7,000	-
未払法人税等	1,719	724
賞与引当金	2,050	2,078
災害損失引当金	481	195
その他	10,265	11,895
流動負債合計	89,725	89,700
固定負債		
社債	15,000	25,000
長期借入金	54,928	44,983
繰延税金負債	11,544	8,580
退職給付引当金	1,058	1,259
役員退職慰労引当金	260	215
資産除去債務	256	301
その他	9,810	9,662
固定負債合計	92,857	90,002
負債合計	182,583	179,702
純資産の部		
株主資本		
資本金	41,654	41,654
資本剰余金	31,084	31,084
利益剰余金	43,411	42,190
自己株式	1,959	1,966
株主資本合計	114,190	112,962
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	13,578	9,639
為替換算調整勘定	46	44
その他の包括利益累計額合計	13,532	9,594
少数株主持分	1,390	1,389
純資産合計	129,113	123,946
負債純資産合計	311,696	303,649

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
売上高	95,060	101,239
売上原価	75,523	81,594
売上総利益	19,537	19,644
販売費及び一般管理費	17,650	17,722
営業利益	1,887	1,922
営業外収益		
受取利息	36	37
受取配当金	790	925
持分法による投資利益	53	-
その他	369	377
営業外収益合計	1,250	1,339
営業外費用		
支払利息	1,082	971
持分法による投資損失	-	31
その他	621	582
営業外費用合計	1,704	1,586
経常利益	1,433	1,675
特別利益		
固定資産売却益	7	19
投資有価証券売却益	71	91
貸倒引当金戻入額	62	-
負ののれん発生益	126	-
受取補償金	-	313
その他	11	3
特別利益合計	280	427
特別損失		
固定資産除却損	286	423
固定資産売却損	5	7
投資有価証券評価損	34	6
減損損失	1,085	480
災害による損失	-	270
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	198	-
その他	2	8
特別損失合計	1,613	1,197
税金等調整前四半期純利益	100	906
法人税、住民税及び事業税	580	611
法人税等調整額	140	118
法人税等合計	721	493
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益調整前四半期純損失()	621	412
少数株主利益	33	12
四半期純利益又は四半期純損失()	654	399

【四半期連結包括利益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益又は少数株主損益 調整前四半期純損失()	621	412
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,494	3,939
為替換算調整勘定	5	2
持分法適用会社に対する持分相当額	7	0
その他の包括利益合計	1,495	3,937
四半期包括利益	874	3,524
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	842	3,537
少数株主に係る四半期包括利益	31	12

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	100	906
減価償却費	10,116	9,563
減損損失	1,085	480
のれん償却額	32	93
貸倒引当金の増減額(は減少)	71	21
受取利息及び受取配当金	826	962
支払利息	1,082	971
為替差損益(は益)	163	171
持分法による投資損益(は益)	53	31
有形固定資産売却損益(は益)	2	11
売上債権の増減額(は増加)	330	1,657
たな卸資産の増減額(は増加)	513	464
仕入債務の増減額(は減少)	866	317
その他	172	496
小計	10,340	13,167
利息及び配当金の受取額	827	959
利息の支払額	1,092	1,006
法人税等の支払額	709	1,554
営業活動によるキャッシュ・フロー	9,365	11,566
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	7,800	7,128
固定資産の売却による収入	11	128
投資有価証券の取得による支出	88	1
投資有価証券の売却による収入	276	194
貸付けによる支出	188	148
貸付金の回収による収入	137	176
その他	127	644
投資活動によるキャッシュ・フロー	7,524	7,424
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	62	437
長期借入れによる収入	634	2,250
長期借入金の返済による支出	4,134	5,492
社債の発行による収入	-	10,000
社債の償還による支出	-	7,000
自己株式の売却による収入	-	0
自己株式の取得による支出	5	7
配当金の支払額	1,665	1,665
少数株主への配当金の支払額	4	4
その他	3	31
財務活動によるキャッシュ・フロー	5,241	2,389
現金及び現金同等物に係る換算差額	23	16
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	3,423	1,736
現金及び現金同等物の期首残高	30,800	26,277
連結子会社の決算期変更に伴う現金及び現金同等物の増加額	-	0
現金及び現金同等物の四半期末残高	27,376	28,014

【連結の範囲又は持分法適用の範囲の変更】

当第2四半期連結累計期間
(自平成23年4月1日
至平成23年9月30日)

連結子会社の事業年度等に関する事項の変更

従来、連結子会社のうち決算日が12月31日であった位登産業株式会社は、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っていたが、同社が決算日を3月31日に変更したことに伴い、第1四半期連結会計期間より連結決算日は当社と一致している。なお、同社の平成23年1月1日から平成23年3月31日までの損益については、利益剰余金に直接計上している。

【会計方針の変更等】

該当事項なし。

【追加情報】

当第2四半期連結累計期間
(自平成23年4月1日
至平成23年9月30日)

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

第1四半期連結会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用している。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成23年9月30日)																				
<p>1 偶発債務</p> <p>銀行借入金等に対する保証債務は次の通りである。 銀行借入金に対する保証債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">押上・業平橋駅</td> <td style="text-align: right;">17百万円</td> </tr> <tr> <td>周辺土地区画整理組合</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">17</td> </tr> </table> <p>生コンクリート協同組合からの商品仕入債務に対する保証債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">塚本建材(株)</td> <td style="text-align: right;">69百万円</td> </tr> <tr> <td>プラスト</td> <td style="text-align: right;">39百万円</td> </tr> <tr> <td>その他(2社)</td> <td style="text-align: right;">73</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">181</td> </tr> </table>	押上・業平橋駅	17百万円	周辺土地区画整理組合		計	17	塚本建材(株)	69百万円	プラスト	39百万円	その他(2社)	73	計	181	<p>1 偶発債務</p> <p>生コンクリート協同組合からの商品仕入債務に対する保証債務</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">プラスト</td> <td style="text-align: right;">34百万円</td> </tr> <tr> <td>その他(3社)</td> <td style="text-align: right;">24</td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">59</td> </tr> </table>	プラスト	34百万円	その他(3社)	24	計	59
押上・業平橋駅	17百万円																				
周辺土地区画整理組合																					
計	17																				
塚本建材(株)	69百万円																				
プラスト	39百万円																				
その他(2社)	73																				
計	181																				
プラスト	34百万円																				
その他(3社)	24																				
計	59																				

(四半期連結損益計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)																
<p>販売費及び一般管理費のうち主なものは次の通りである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">販売諸掛</td> <td style="text-align: right;">4,954百万円</td> </tr> <tr> <td>給与、賞与</td> <td style="text-align: right;">3,371</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">892</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">315</td> </tr> </table>	販売諸掛	4,954百万円	給与、賞与	3,371	賞与引当金繰入額	892	退職給付引当金繰入額	315	<p>販売費及び一般管理費のうち主なものは次の通りである。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">販売諸掛</td> <td style="text-align: right;">4,800百万円</td> </tr> <tr> <td>給与、賞与</td> <td style="text-align: right;">3,437</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">902</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">369</td> </tr> </table>	販売諸掛	4,800百万円	給与、賞与	3,437	賞与引当金繰入額	902	退職給付引当金繰入額	369
販売諸掛	4,954百万円																
給与、賞与	3,371																
賞与引当金繰入額	892																
退職給付引当金繰入額	315																
販売諸掛	4,800百万円																
給与、賞与	3,437																
賞与引当金繰入額	902																
退職給付引当金繰入額	369																

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)																
<p>現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金</td> <td style="text-align: right;">27,521百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期</td> <td style="text-align: right;">145</td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">27,376</td> </tr> </table>	現金及び預金	27,521百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期	145	預金		現金及び現金同等物	27,376	<p>現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">現金及び預金</td> <td style="text-align: right;">28,158百万円</td> </tr> <tr> <td>預入期間が3ヶ月を超える定期</td> <td style="text-align: right;">144</td> </tr> <tr> <td>預金</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="border-top: 1px solid black;">現金及び現金同等物</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">28,014</td> </tr> </table>	現金及び預金	28,158百万円	預入期間が3ヶ月を超える定期	144	預金		現金及び現金同等物	28,014
現金及び預金	27,521百万円																
預入期間が3ヶ月を超える定期	145																
預金																	
現金及び現金同等物	27,376																
現金及び預金	28,158百万円																
預入期間が3ヶ月を超える定期	144																
預金																	
現金及び現金同等物	28,014																

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,665	4.0	平成22年3月31日	平成22年6月30日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	1,665	4.0	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	報告セグメント							注1 調整額 (百万円)	四半期連結 損益計算書 計上額 (百万円)
	セメント (百万円)	鉱産品 (百万円)	建材 (百万円)	光電子 (百万円)	新材料 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)		
売上高									
(1)外部顧客に対する 売上高	75,099	5,420	6,358	1,841	3,802	2,539	95,060	-	95,060
(2)セグメント間の 内部売上高又は 振替高	1,687	1,955	998	9	3	2,806	7,461	7,461	-
計	76,786	7,375	7,356	1,850	3,805	5,346	102,522	7,461	95,060
セグメント利益又は セグメント損失()	1,107	136	46	120	228	376	1,922	35	1,887

(注) 1. セグメント利益の調整額 35百万円は、セグメント間取引消去である。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

(固定資産に係る重要な減損損失)

「その他」セグメントにおいて保有している賃貸倉庫物件について、土地の時価の下落と賃貸収入の減少が発生したため、固定資産にかかる減損損失を計上した。なお、当該減損損失の計上額は1,074百万円である。

当第2四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年9月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

	報告セグメント							注1 調整額 (百万円)	四半期連結 損益計算書 計上額 (百万円)
	セメント (百万円)	鉱産品 (百万円)	建材 (百万円)	光電子 (百万円)	新材料 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)		
売上高									
(1)外部顧客に対する 売上高	79,726	5,468	6,329	1,669	5,145	2,900	101,239	-	101,239
(2)セグメント間の 内部売上高又は 振替高	1,457	1,915	727	5	0	2,492	6,598	6,598	-
計	81,183	7,383	7,056	1,675	5,145	5,392	107,837	6,598	101,239
セグメント利益又は セグメント損失()	1,110	216	110	120	333	265	1,936	13	1,922

(注) 1. セグメント利益の調整額 13百万円は、セグメント間取引消去である。

2. セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っている。

(固定資産に係る重要な減損損失)

「セメント」セグメントにおいて保有している原料地等について、将来の使用が見込まれなくなったために減損損失を計上した。なお、当該減損損失の計上額は270百万円である。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下の通りである。

	前第2四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期 純損失金額()	1円57銭	0円96銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額() (百万円)	654	399
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額又は 四半期純損失金額()(百万円)	654	399
普通株式の期中平均株式数(千株)	416,467	416,372

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していない。

(重要な後発事象)

該当事項なし。

2【その他】

該当事項なし。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年11月10日

住友大阪セメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 高志 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 原口 清治 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宮沢 琢 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている住友大阪セメント株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成23年7月1日から平成23年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成23年4月1日から平成23年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、住友大阪セメント株式会社及び連結子会社の平成23年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管している。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていない。